

平成 30 年 11 月 26 日 開会  
平成 30 年 11 月 26 日 閉会  
(臨時第 10 回)

# 大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 196 号

平成 30 年第 10 回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成 30 年 11 月 22 日

大山町長 竹口 大紀

1 日 時 平成 30 年 11 月 26 日 (月) 午前 10 時

2 場 所 大山町役場議場

3 付議事件

1) 議案第 134 号 公の施設の指定管理者の指定について

(大山町獣肉解体処理施設)

2) 議案第 135 号 平成 30 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

---

○開会日に応招した議員

森 本 貴 之	池 田 幸 恵
門 脇 輝 明	加 藤 紀 之
大 原 広 巳	大 杖 正 彦
米 本 隆 記	大 森 正 治
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美 智 恵
岡 田 聰	野 口 俊 明
西 山 富 三 郎	杉 谷 洋 一

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

# 第 10 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 30 年 11 月 26 日 (月曜日)

---

## 議 事 日 程

平成 30 年 11 月 26 日 (月曜日) 午前 10 時開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 134 号 公の施設の指定管理者の指定について

(大山町獣肉解体処理施設)

日程第 4 議案第 135 号 平成 30 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員 (14 名)

1 番 森 本 貴 之	4 番 加 藤 紀 之
5 番 大 原 広 巳	6 番 大 杖 正 彦
7 番 米 本 隆 記	8 番 大 森 正 治
9 番 野 口 昌 作	10 番 近 藤 大 介
11 番 西 尾 寿 博	12 番 吉 原 美 智 恵
13 番 岡 田 聰	14 番 野 口 俊 明
15 番 西 山 富 三 郎	16 番 杉 谷 洋 一

---

### 欠席議員 (2 名)

2 番 池 田 幸 恵

3 番 門 脇 輝 明

---

### 欠員 (なし)

---

### 事務局出席職員職氏名

局長 …………… 持 田 隆 昌                      書記 …………… 生 田 貴 史

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………竹口大紀	副町長	……………小谷彰
総務課長	……………野坂友晴	財務課長	……………金田茂之
農林水産課長	……………末次四郎	水道課長	……………野口尚登

---

午前10時開会

○局長（持田 隆昌君） 互礼を行います。ご起立ください。礼。ご着席ください。

---

開会・開議・議事日程

○議長（杉谷 洋一君） ただいまの出席議員は、14人です。

定足数に達していますので、平成30年第10回大山町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって4番 加藤 紀之議員、5番 大原 広巳議員を指名します。

---

日程第2 会期の決定について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

---

日程第3 議案第134号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第3、議案第134号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町獣肉解体処理施設）を議題にします。提案理由の説明を求めます。

竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） おはようございます。

議案第134号 公の施設の指定管理者の指定について提案理由について説明いたします。

本案は、大山町獣肉解体処理施設の管理について、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本施設は有害鳥獣駆除等により捕獲されたイノシシ等を地域資源として有効活用し、農作物被害の抑制並びにジビエ振興を通じて本町の活性化を図ることを目的として設置したものでございます。

このため本施設におきましては、施設と同様の目的をもって設立された「西伯郡大山町赤松 848 番地 大山ジビエ振興会 会長 安達忠良を公募によらない候補者として選定いたしました。

指定管理者の指定につきましては、大山町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 5 条に基づき 11 月 14 日に開きました指定管理者候補者選定委員会での審査を経て、本議会に提案するものであります。

なお、指定管理の期間は、平成 30 年 12 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 4 年 4 ヶ月としております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（杉谷 洋一君） 9 番 野口 昌作議員。

○議員（9 番 野口 昌作君） この解体処理場ができるということで、イノシシの処理が楽になるわけでございますけれど、これまでイノシシをとっておられた方々に 1 体あたり 1 万 5,000 円ですか、というような金額が出ているはずですが、これは継続になると思いますけども、継続になるかということを確認しておきたいなというぐあいに思ったりいたします。

それから会長の振興会の安達忠良さんという方は、どのような立場におられる方なのかと、それからここの処理場のいわゆる工場長といいますか、責任者は誰が、その 12 人というメンバーがおられるそうですけども、そのなかの工場長という立場の方はどういう方がなられるか。それに伴って、衛生管理者とかね、いろいろとあるわけですが、そういうような体制もきちんとやっておられるかと、まあまだですけど、そういう体制をきちんとしてやられるかということとですね、やっぱり食品でございますから、衛生上の問題があつていろいろな賠償とかいうようなこともあるわけですが、そういうようななかでの体制というものも、きちんとやっておられるかということをお伺いいたします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当課からお答えいたします。

○農林水産課長（末次 四郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次農林水産課長。

○農林水産課長（末次 四郎君） お答えいたします。

まず最初に、捕獲奨励金ですけれども、そのことにつきまして継続する予定にしております。ただ金額につきましては、現在のところ 1 万 5,000 円ですけれども、1 万円に減額する予定であります。

それと安達会長の立場ということですが、振興会の総括的な責任をとっておられる方でございまして、猟友会のメンバーでございまして、もともとの当初の大山ジビエ振興会の立ち上げから指導的な立場でおられて、この度会員の皆さんのなかで会長という職に就かれているということでございます。

それで、その責任ですけれども、責任といいますか、衛生的な責任の部分でございますが、総括責任者としては会長が務められるというぐあいにしております。以上です。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口議員。

○議員（9 番 野口 昌作君） もう少しまた説明漏れがあったようですので、説明してもらいたいと思いますけど、大山町猟友会というのですか、そういうような会長も安達さんもとられておられるかということもお尋ねいたします。

それから捕獲量が 5,000 円ほど下げてという話ですが、これはいつから実施されるかということをお伺いいたします。

○農林水産課長（末次 四郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次農林水産課長。

○農林水産課長（末次 四郎君） 安達会長は猟友会のいわゆる地区長ではございません。ただ猟友会の会員さんではございます。

それといつからということですが、これから庁舎内で協議を行いますけれども、来年度から、31 年度からという予定にはしております。以上です。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口議員。

○議員（9 番 野口 昌作君） さっき質問のなかで、食肉の管理上のミスがあった場合の賠償なんかについての捉え方はどういうぐあいに捉えているかということもお尋ねしましたので、その点もお願いいたします。

○農林水産課長（末次 四郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次農林水産課長。

○農林水産課長（末次 四郎君） いわゆる食中毒等の危険と言いますか、そういったおそれも多分に、場合によってはどこでもございます。そのために、食品営業賠償共済掛金をかけまして、万が一に備えているところでござります。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

- 議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。
- 議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。
- 議員（4番 加藤 紀之君） 捕獲奨励金についてですけれども、1万円に減額されることは委員会のなかで説明をうけていました。その1万5,000円からの差額5,000円分相当は、この施設に持ち込みがあった場合に、その方に限り支払われるようなことを委員会のなかでは説明を受けた記憶があるんですが、そこは私の記憶間違いでしょうかというのが1点と、それからこの施設の目的はジビエの振興が重きが置かれたような説明をされました。先ほど町長が説明をされました。私の記憶だとですね、有害鳥獣の捕獲をする、いわゆる猟友会の人たちが増えていくようなことを目的にやっていくというふうに当初は聞いておった記憶があるんですけど、これも私の記憶間違いでしょうか。
- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） お答えいたします。詳細は担当から答えますけれども、奨励金に関しては、解体処理施設への持ち込みがあるかないかで差がつくというのは、当初の説名どおりで計画どおり進めていく予定です。
- で、ジビエ振興も確かに重要なんですけども、それ以外にやっぱり会員数が増えて有害鳥獣を捕獲する人が増えて総数として、有害鳥獣が減っていくというのが理想的な形だろうというふうに思います。
- 今回の解体処理施設ができることによって、まず一つは、今まで埋設等していた労力が軽減されるということ。それから、販路が拡大してある程度販売ができるようになってくると、買い取り単価等も挙げていければ猟友会に入っていच्छる方の手取りが増えるというような計算になりますので、そういうところも狙っていきたいなというふうに考えております。
- 農林水産課長（末次 四郎君） 議長、農林水産課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 末次農林水産課長。
- 農林水産課長（末次 四郎君） 先ほど町長の答弁もありましたとおりでございます。合わせまして、こういったような取り組みを通じて捕獲意欲の向上なりそういったことを通じまして猟友会の会員さんも増やしていきたいと。しいてはジビエ振興もそうなんですけれども農作地被害の軽減にもつなげていきたいというふうに考えております。以上です。
- 議員（4番 加藤 紀之君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 加藤議員。
- 議員（4番 加藤 紀之君） 持ち込みの方に限り、差額を補填するような形をとられるというのは、私の記憶のとおりだったのかなと。で、その補填額が、5,000円相当なのは、だいたい想像できるんですけど、それとは別にイノシシの買い取り費用というのでも発生するという認識でいいでしょうか。

- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） 買い取りというのが、先ほど全員協議会でも説明させていただいた通りで、有害期とそうじゃない時、狩猟期がありますので、そこで変わってくるものと思いますが、詳細は担当からお答えをいたします。
- 農林水産課長（末次 四郎君） 議長、農林水産課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 末次農林水産課長。
- 農林水産課長（末次 四郎君） 今の予定ですと、有害期には買い取りは、ジビエ振興会は買い取りは行わない。それで、狩猟期においては買い取りを行う予定でございます。以上です。
- 議長（杉谷 洋一君） 答弁漏れですか。
- 議員（4 番 加藤 紀之君） 差額の補填とプラスという意味・・・
- 農林水産課長（末次 四郎君） 議長、農林水産課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 末次農林水産課長。
- 農林水産課長（末次 四郎君） 奨励金につきましては、有害期のみでございますので、その有害期につきましては、買い取りは行わない予定でございます。
- 議長（杉谷 洋一君） 他に。
- 議員（13 番 岡田 聰君） 議長、13 番。
- 議長（杉谷 洋一君） 13 番 岡田議員。
- 議員（13 番 岡田 聰君） 2, 3 お尋ねいたします。

町内の猟友会メンバーは何名ぐらいいらっしゃるんですか。それと 31 年度から 200 トンぐらいの予定ということでしたが、全量持ち込むような予定なのか、結構まあ猟友会の皆さん、それぞれ個々にやっていたらっしゃると思いますけども、その点と、それから 12 名の振興会、最初に出資金を出されていますが、あとから賛助会員が、増やすとおっしゃってましたけど、そのいろいろな面で差がつくのかどうか。あとからの賛助会員は、出資金なんかどうされるのかお願いします。

- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） これも詳細は担当からお答えをいたします。が、頭数に関しましては、その年間捕れる量の 5、600 頭とか捕れるうちの 200 頭をなぜ見込んでいるかというところだと思いますけれども、イノシシ全部が出荷できるような製品にできるようなイノシシではなくて、いわゆるウリボウのような子どものイノシシがあったりとか、いろいろありますので、持ち込める、製品にできる頭数 200 頭というふうに計算をされているものだというふうに認識をしております。そのほか詳細は担当からお答えをいたします。



○農林水産課長（末次 四郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次農林水産課長。

○農林水産課長（末次 四郎君） まず、最初に猟友会員でございますが、おおよそ 50 数名、ちょっと正確な数字は、今資料がございません、50 数名の会員さんがいらっしゃいます。

それと全量、200 頭の全量持ち込みの件でございますが、まあ先ほど町長が申しましたとおり、なんていいますか、ジビエ肉として活用できない例えば小さな個体でありましたり、そういったことがございます。それでだいたい全体捕獲頭数の 3 分の 1 程度を見込んでおるところでございますけども、それを全量持ちこみと言いますか、年間を通じて 200 頭程度ということでございますので、割り算をしましたら 1 日に 1 頭にも満たないというような計算になりますけども、そういった意味では、場合によっては、1 日に数頭捕獲できるということもございます。そういった場合でも、捕獲受入れることができるというふうに考えておりますので、そういった意味では、ジビエ施設として使用できる個体につきましては、受入れを行っていくというふうに考えております。

賛助会員と正会員と言いますか、その差、こういったような違いがあるかということかと思いますが、例えばその会費の金額でありましたり、そういったことは、今ジビエ振興会のなかで協議されているところでございますが、まだ正確な決定はなっていないわけですが、場合によっては、その出資いただいた方には、商品を返礼品としてお送りするだとか、そういったことも今、検討されているところでございます。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか、他に。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、11 番

○議長（杉谷 洋一君） 11 番 西尾議員。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 実際問題、やりだしたらね、例えば牛とか、豚でなくてに肉質にすごくばらつきがあるじゃないかなというふうに思うわけだけど、その単価の決め方とかね、1 頭いくらというようなわけにはたぶんいかんだろうと思います。中には金にならないような、例えば落とすときに時間が掛かるとか、みたいなことを聞くわけですが、そういった肉質、買い取り単価というのはどうやって決めていくんだろうかなと。大きさだったり時期であったり、オスメスであったり、年齢いろいろあるでしょうけども。まあ民間であれば、売れるほどの値段で買い取るだわみたいなことになるだろうけど、そのあたりは分かる範囲内でもいいけど、実際やりだすとそのへんがちょっと問題にならへんかなと思ったりもすりですけど、どうですか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 詳細は担当からお答えいたしますが、ジビエの活用にあたって

は全国にもう先進事例があってやっぱり個体差というのが、非常に課題になってくると。これはイノシシのみならず、シカでもそうですけれども、個体差があるというのが、ジビエの一つの課題です。ですので、販売先になる例えば飲食店ですとか、そういったところはその個体差がいかにか無いうように供給してくれるかというところを主眼において、仕入れ元を選ぶというふうなのが今のジビエ、肉を扱う業界の全体的な傾向です。ですので、個体差をなくすということも確かに必要ですし、あとはその処理方法によって差が出たりするというところもあるというように聞いておりますので、そういったところは今後、ジビエ振興会の皆さんが、研究をされてばらつきがないようにしていくことだろうと思います。それが前提でないとやっぱり販路が拡大できないというふうに考えておりますので、そこは大山ジビエ振興会の人だけに任すのではなくて、こちらもいろいろと研究をして、いいジビエのお肉が提供できるようにしていきたいというふうに考えています。

○農林水産課長（末次 四郎君） 議長、水産課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次農林水産課長。

○農林水産課長（末次 四郎君） 先ほど町長が申しましたとおり、やはり技術的な面を確立しまして、品質を一定に保つということと、あとはその値段的なところでは、部位によっても値段が違ってきています。ロース、バラ、モモでありましたり、そういったところがございますけども。そういったところは先進事例も参考にしながら、最終的には、今どういったような値段設定にしていこうかということはジビエ振興会のなかで協議をされているところでございます。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 他に。

○議員（14 番 野口 俊明君） 議長、14 番。

○議長（杉谷 洋一君） 14 番 野口議員。

○議員（14 番 野口 俊明君） 鳥なんかにしても今の最終、例えばいろんな病気があったりした場合に、最終判定があって、いわゆる精肉として使えるか使えないかというような判定をする人がおられるわけですが、これについてですね、そういう管理する資格がある人とか、の数とか、それからここにそういうものをするあれに関してはどうやってないような気がするんですけど、協定書の中にも、そういうものが必要であるのかなのか、そこらへんのことをまず、伺いたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当からお答えいたします。

○農林水産課長（末次 四郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次農林水産課長。

○農林水産課長（末次 四郎君） いわゆる食品衛生管理者の方は、1 名はいらっしゃら

なくちゃいけないというぐあいに法律で決まっておりますので、その方は、別にいらっ  
しゃいます。ジビエ振興会の会員さんのなかでですね。それ以外にもそういった衛生的  
な面の講習は、会員さん全員で受けられるという具合に今計画されているところでござ  
います。

○議員（14番 野口 俊明君） 議長、14番。

○議長（杉谷 洋一君） 14番 野口議員。

○議員（14番 野口 俊明君） 今の話では、衛生管理者というのは1名ということ  
ですけど、それ以外に結局、管理はできても判定ができるかできないかという、そういう  
ところだろうと思うんですけど、各そういう食肉の施設なんかには、そういう人が確か  
ちゃんと待機してて、最終的に判断ができないときには、その人が最終判断をしていく  
というような恰好なんですけど、その衛生管理者というのと、その判定ができるというの  
は、また違うんでないかなという気もせんでもないんですけど、そこらへんについて、  
それでその衛生管理者というのは何人おられるのか、たまたまその人がおられんとき  
には処理ができるのかできないのか。そういうことも含めてお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（末次 四郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次農林水産課長。

○農林水産課長（末次 四郎君） 管理者の方は1名いらっしゃいまして、まあその方  
の指導のもと、会員の皆さんが作業にかかれるということでございます。それで今の病  
気等の判定ですか、まあ肉として使えるか使えないかということでございますけども、  
鳥取県のほうでそういったジビエを扱う場合のマニュアルはございまして、そのなか  
にも、ちょっと正式な言葉が浮かびませんが、そういったマニュアルに沿って衛生的に肉  
として使えるかどうかというような判断をするような基準が設けられておりますので、  
それに従いまして作業を起こっていくようにしておるところでございます。以上です。

○議員（14番 野口 俊明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口議員。

○議員（14番 野口 俊明君） 本当にあの、1名しかその管理者は今現在はおられんこ  
となんです。それと、判定等がね、それに沿ってって言われますけど、自分らで勝手  
にそういう判定も軽くできるようなことも起きちゃうんでないかなという気もするん  
ですけど、そこらへんで信用を失っちゃあ、次のせつかくのこの事業が台無しになっ  
てしまうような気がするんですけど、そこらへんでこれでいいのかどうなのか、そこらへ  
んをちょっとお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（末次 四郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次農林水産課長。

○農林水産課長（末次 四郎君） 現在のところはその管理者の方が1名でございます。

それでその施設を可動するにあたりましては、やはりその管理者の方は、複数人いた方

がより好ましいかとは思いますが、そういったことは今後ジビエ振興会と協議をしていきたいというふうに思いますし、改めて先ほどこういった食品を扱う場合は、やはり信頼関係が1番でございます。このことは、ジビエ振興会の皆さんも重々承知をされておられまして、やはり先進地でいろいろと視察にも行って勉強されておられます。

そういったことを踏まえてマニュアル的なところをそういった基準はきちんと守っていただいてその食品を扱っていただくというぐあいにはしておりますので、そういったようなことをご理解をお願いできたらと思います。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第134号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第134号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第135号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第4、議案第135号 平成30年度大山町水道事業会計補正予算（第1号）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第135号 平成30年度大山町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、収益的収入及び支出について補正を行うものであります。

まず、収益的収入でございますが、第1水道事業収益第3項特別利益目2過年度損益修正益の12万8,000円の増額は、過年度分の誤収納に係る水道使用料と調定漏れによる水道使用料を受け入れるものであります。

また、目3その他特別利益の14万8,000円の増額は、過料を受け入れるものであります。

次に収益的支出でございますが、第1款水道事業費用第3項特別損失目2過年度損益修正損56万7,000円の増額は、過年度分の水道使用料還付金であります。

また、目4その他特別損失20万2,000円の増額は、現年度分の水道使用料還付金と還付加算金であります。以上で、提案理由の説明を終わります。

- 議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。
- 議長（杉谷 洋一君） 9 番 野口議員。
- 議員（9 番 野口 昌作君） 過料についてでございますが、過料ということですが、これはどのようなことからこういうようなことが起きるのかな、水道工事はきちんとした町の指定業者が水道工事をやってですね、メーターを取り付けるというようなことのシステムになっているというぐあいに思ったりするわけでございますけども、いつ頃からそういうことが起きてですね、どのような経過のなかでこういうことが起きたかということが分かる範囲で説明いただきたい。
- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） 担当からお答えいたします。
- 水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。
- 水道課長（野口 尚登君） ご質問の過料の件でございますが、10 月 19 日ですね、水道課のほうにその使用されておられる方が、水道料金を払ってないんだがというような相談にこられまして、うちの方職員で調べました結果、平成 16 年の 12 月に無許可で接続されていたということが判明いたしました。これは工事業者が町の水道課のほうに手続きを行っていなかったということでございます。それに伴いまして平成 16 年 12 月から今年 11 月までの水道使用の基本料金をいただくものでございますが、これを過料としていただきたいと考えております。また、加入金につきましても、別途いただく予定としております。
- 議員（9 番 野口 昌作君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 野口議員。
- 議員（9 番 野口 昌作君） 業者のほうが手続きを行わなかったというようなことがあったわけですが、水道のようですが、水道加入についてのいろいろな届け、加入届って言いますか、それからそういうようなことは本人さんも分からない、その業者も分からないという状況だったということですが、それらについては、何かやっぱり水道課のほうとしても、そういうようなことを徹底するような方法っていいですか、そういうようなことはやっておられませんか、ということをお尋ねいたします。
- 水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。
- 水道課長（野口 尚登君） 無断の水道の使用につきまして特に水道課のほうで調査ということは行ってはおりません。

非常にまれな事案だと思いますが、普通はちょっと考えられない。何故こういうこと

になったのか、管をどうしても断水等の作業が必要になってくるんじゃないかと思うんですけども、何故こういうことになったのかっていうのは、平成 16 年のことでございまして、詳しくは分かっておりません。ただ、そういう事例が発生したのは、平成 16 年ということは、契約者の方の聞き取り等で調査の結果、そういうふうに判断しております。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口議員。

○議員（9 番 野口 昌作君） 不思議な案件でございますけど、業者に対してそういうような再発防止というようなことでいろいろと注意するなり、全体、いろいろと業者があるわけですけど、たくさんの業者にもそういうようなことは PR されておりますか、どうですか。

○水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。

○水道課長（野口 尚登君） 工事した業者がはっきりうちのほうも確認ができておりません。今現在でしたら、町の給水指定業者の方が工事の申請をされて工事をされるわけでございますので、そのへんがはっきりしませんで、処分とか指定業者取り消しということがちょっとできない、業者自体がはっきり分からない。平成 16 年のことでして、その建築業者に頼まれてその下請けでどこかの水道業者の方というふうでございまして。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

○議員（14 番 野口 俊明君） 議長、14 番。

○議長（杉谷 洋一君） 14 番 野口議員。

○議員（14 番 野口 俊明君） 一般的に、例えばわれわれが水道を接続する場合に、個人が勝手にメーター機を自分でどっかから買ってきて付けておるという格好になるんですか。基本的には、メーター機は町がその工事する業者に出して接続するというのが、昔からの本旨でなかったかなと思うんですけど、そこらへんどういうようなことでこういうことになったわけですか。そこらへんをお伺いしたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当からお答えいたします。

○水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。

○水道課長（野口 尚登君） ご指摘のとおり、新規水道を引く場合には、給水の指定業者より、水道の工事の申請がございまして審査をし、加入金をいただいて町のほうが水道メーターをお貸しするというところでございます。ここの今の案件につきましては、何故そういうふうになったのかということがよく分かっているというのが実態でござ

います。

○議員（14番 野口 俊明君） 議長、14番。

○議長（杉谷 洋一君） 14番 野口議員。

○議員（14番 野口 俊明君） 結局、調査されましたか、そのメーター機が調査出したものなのか、出してないものなのか、そのこと自体も分かってないということですか。そこらへんの調査というものは、全然分からんっていうことで、しておられるということですか。もう少し、これについて調査どういうふうにしたのか、詳しく伺いたいと思います。

○水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。

○水道課長（野口 尚登君） 水道メーターにつきましては、管理番号が刻印されておりました、仕様のほうも調べましたですけど、平成16年でございます、そういう書類も残っておりませんし、町のほうで出した水道メーターではないというふうには考えております。

○議員（8番 大森 正治君） 議長、8番。

○議長（杉谷 洋一君） 8番 大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） 同じく今の件についてですが、非常にまれなケースだということですけども、まあ合併前のことなんで、ですけども、やっぱりきちっと行政のほうとしても真摯に対応しなければならないと思うんですが。いったいこの無許可で接続していたという本人に責任があるのか、まああるかもしれません。それからこの届けを水道課にしなかった事業者にも責任があるんじゃないかなと思うんですけども、いったいこれどっちに責任があるのか、両方にあるのか、そのへんをはっきりさしていただきたいし、それからこの基本料金14万8,000円を徴収するということですけども、これは本人に徴収されるもんなんじゃないかな。だとしたら業者にも責任があるように思いますけども、業者のほうの責任は問われないんですか。そのへんのところ言ってください。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当からお答えいたします。

○水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。

○水道課長（野口 尚登君） 先ほどのご質問ですが、どちらに責任がということでございますが、許可を、手続きを踏まなかった業者の方にも責任があると思いますし、水道料金を払っておらないという自覚をもってまあ水道課のほうに来られたわけですから、その方にも責任があるというふうには思っています。過料につきましては、水道料金相

当額ということで、本人から徴収する予定としております。なお、業者につきましては、どこの業者かっていうことをはっきりうちのほうも確認ができませんので、その工務店に仕事頼まれてどっかの業者だったというふうな話ですが、うちのほうも聞くんですけど、なかなかそのへんが確認がとれませんので、じゃあその業者にどうだこうだというようなことは、今のところ考えておりません。

○議員（8番 大森 正治君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） じゃあ、ご本人さまだけに過料金を徴収するということで、本人としては、納得いかない部分があるんじゃないかなと思うんですけども、しかも14万8,000円という少額じゃないですよ。いっぺんに払うとしたら大変な額ですけども、だとしたら、そのあれですか、こういう水道設置をするときに、本人は必ず水道課に届け出なければならぬのか、最初。そういう義務があるのか、ちょっと私分らないんですが、ちょっと教えてほしいんですが。それと同時に本人の許可を得なくても、業者は必ず水道課のほうに言わなければならない、そういう義務があるのか、ということですよ。言わなくても全体としては業者が申請するものなのかどうなのか、ということをはっきりさせていただきたい。それと、どこの業者だったか不明というのは、14年も前の話ですから探し出すのは大変と思いますが、そういう場合に救済をするようなことはできないですかね。結局、行政のほうで何らかの救済措置をすると、こういうぐあいに減額をするとかいうようなことは配慮されないんですか。

○水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。

○水道課長（野口 尚登君） まず水道の手続きの方法ですが、新規に接続される場合、給水の指定業者のほうから工事の申請が出てまいります。それを町水道課のほうで、工事内容の確認審査をいたしまして、工事の許可となります。

その後、工事が完了しましたら業者のほうから手続きがありまして町の職員が完成の検査を行う。完成を確認しましたら、次は加入者の方が、水道の開始届けを町のほうに出されるという流れになっております。

救済制度はないかということでございますが、水道料金、その間、支払っておられないものですので、過料としてこの期間分の基本料金、これはいくら使われたかは不明ですから基本料金をいただきたいというふうに考えております。

○議員（8番 大森 正治君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） それと基本的には、まず最初に水道を設置したい時に、本人が申し出なくても、業者のほうでちゃんと手続きをせないけんということが大前提のようですね。だとしたら業者に本当に全面的に責任があるように思うんですよ。本



人はもう当然してもらえるだろうということやっておられて、そう言えば今になってからですけども、支払っていないことに気が付いたと、進んで申し出されたわけですよ、本人に落ち度はなかったと言えなかったわけですよ。しかもこういうふうに良心的に申し出られたわけですから。なんらかの救済する措置が必要なんじゃないでしょうかね。業者が分からないなら、徹底的にやっぱり業者は調べていかなきゃならないと思うんですが、分かったときには業者にも何らかの過料というものは発生しないんでしょうかね。あるいは罰則とは。そりゃあ、町のほうとしては、本人に払ってなかったから、払ってもらうんだというのは分かりますけど、それだったらあまりにも事務的で冷たい対応ではないのかなというふうに思いますが、本人としてはそのへんはどういうに考えていらっしゃるのか、それを含めてもう最後ですので、丁寧に今後の対応を説明してください。

○水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。

○水道課長（野口 尚登君） 工事が検査完了してですね、受益者の方、契約者の方、開始届が出ないというのは、そういう指導をしない水道の指定管理業者に責任があると思います。ただこの件については、その申請自体が出ておりませんので、どこの業者が分かりません。ということでございます。

それから使用料について救済制度等はないかというご質問ですけど、条例によりますと、料金を免れたものについては5倍以内の過料に課すということになっております。今回過料、1倍基本料金そのままにしておりますのは、まあ本人が申し出されたということで悪意がなかったということでそのままの使用料で名目は過料というかっこうにはなりますけども、いただくことにしております。本人の方ともお話を既に進めておまして、それは既に了解されております。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 議長、12番。

○議長（杉谷 洋一君） 12番 吉原議員。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 水道使用量の口座引き落としによる誤収納についてですけれども、かなり古い話で、実は平成18年に起こったようですので、これについてはなかなか本当にご迷惑をおかけしたということで取り返しがなかなかつかないことではありますけども、これについて原因がですね、名前の読み方が同じだったということですけれども、こういう事例は結構ありましてですね、村の中にも、お嫁さんに来られて名字が変わって今の村の中におられる人と同じに名前になったり、そういうことはあるですね。ですので、実際にこれからのことをきちんと聞きたいんですけれども、今大山町のなかでそういう事例は結構あると思うんです。ですので、確認作業が必要ではないかと思うんですけど、そのことについてお尋ねいたします。

- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） 担当からお答えいたします。
- 水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。
- 水道課長（野口 尚登君） 氏名が同じ方という方が町内たくさんおられると思います。  
今まで水道課のほうでは、システムを維持管理しております業者、システム会社のほうと今協議をしております、そういう同姓同名の方のデータのはき出しとか行いまして、水道課のほうでチェックをしていきたいというふうに考えております。
- 議員（12 番 吉原 美智恵君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 吉原議員。
- 議員（12 番 吉原 美智恵君） ということは、まだ確認作業はこれからということですね。本当は、事例が起こったらすぐに対応していかなければいけないと思うんです。それから同姓同名と言って、それだけでなくって本当に同じ村の同じ住所の近いところであり得ることもありますので、厳密に、本当はこういう事件が起こりましたら、その時からすぐに始めてこれから起こらないという対策のほうの結果も教えていただきたいなと思っていますが、どうですか。
- 水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。
- 水道課長（野口 尚登君） 再発防止につきましては、2 人体制でのチェックを徹底していくということで既にそれは行っております。  
ただ、過去のものについての調査ということでございまして、なかなかシステムのほうは町のほうの独自でいろいろなデータのはき出しということができないものですからコンピューターを管理しています。システムを管理しています会社のほうと打ち合わせをして、進めていっとる最中でございます。
- 議長（杉谷 洋一君） 他に質疑はありませんか。
- 議員（13 番 岡田 聰君） 議長、13 番。
- 議長（杉谷 洋一君） 13 番 岡田議員。
- 議員（13 番 岡田 聰君） 他人の口座から引き落とされた、誤って引き落とされたということですが、その他人の水道料、18 年から 30 年まで 12 年間引き落とされているわけですが、その人、本来の水道料も二重で引き落とされていたのかどうか、その点を伺いたい。それと、引き落としをしていなかった方には、2 年間分しか請求が、使用料の支払いは請求できないのかどうか。お願いいたします。
- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当からお答えいたします。

○水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。

○水道課長（野口 尚登君） はじめのご質問ですが、間違っって引き落とされていた方は自分の分を含めて二重に上水道の引き落としをされていたということです。これにつきましては、謝罪にいった際に、通帳を見せていただいて確認、うちのほうでも二重取りしているという確認は致しております。

それから、払われていなかった方に対する2年間ということですが、実際に水道使用料としては、町の責任で間違っった口座からは引き落とししておりますが、未納な状態ではなく、すべて支払いされている状態となっております。従いまして、普通の水道使用料のように処理ができないということをございまして、ただ謝罪に行った際にですね、そうはいうものの、いくらかご負担願えないだろうかということ、その時に2年間という案をうちの方から提示いたしました。この2年間というのは、水道使用料は私債権でございまして時効が2年ということをございますので、それを準用させていただいて2年間をお願いできないかということをお話を進めております。ご本人さんのほうも、自分の使っていた水道だからそういうことなら、それを支払うという返答はいただいております。

○議員（13番 岡田 聰君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 岡田議員。

○議員（13番 岡田 聰君） 平成18年からということですが、担当者も管理職のみんな変わってることとは思いますが、当時の職員にいろいろと責任までは被せられないとは思いますが、今後のためにと言いますか、教訓とかそういう再発防止のために職員に対しての啓発とか、そういうのはどういう形で行いますか。

○副町長（小谷 章君） 議長、副町長。

○議長（杉谷 洋一君） 小谷副町長。

○副町長（小谷 章君） まず、職員に対する処分につきましては、実はまだ処分検討委員会を開いておりません。開けておりません。これは委員の方々の日程がなかなかつかないということでできれば、今臨時会までにとは思っておったんですけれども、今週中に開かせていただいて対応は検討したいと思っております。

また今後の再発防止についてですけれども、ダブルチェックをしていく、そういった基本的な部分と、実際にこういうことが起こってるんだと、実際にこう新聞のほうにも出ておりますし、報道にも出たわけでございますので、職員に対してきちんと徹底するようにこういうことが実際に起き得るんだということを改めて認識をさせるこういったことはしていきたいと思っております。

○議長（杉谷 洋一君） 他にありませんか。

- 議員（7番 米本 隆記君） 議長、7番。
- 議長（杉谷 洋一君） 7番 米本議員。
- 議員（7番 米本 隆記君） ちょっと1点だけ確認をさせていただきたいと思います。  
実は、原因のところ下水道料金を変更の時にどうこうだからってということがあったってことなんですけど、今上水道だけの話になっておりますが、下水のほうは問題なかったんですか。
- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） 担当からお答えいたします。
- 水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。
- 水道課長（野口 尚登君） 下水のほうは適切に処理されております。
- 議員（7番 米本 隆記君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 米本議員。
- 議員（7番 米本 隆記君） もう1点、聞きたい。今のことで適切に処理されているということであるならば、ここで記述してあるように同口座の変更をされたらと、振替依頼書が書いてあったということであれば両方とも落ちてるんだったら分かるんですけど、片一方だったということについてちょっと不可解に感じるんですが。そのへんはどういうふうになっておりましたでしょうか。
- 水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。
- 水道課長（野口 尚登君） 平成18年9月に下水道使用を開始された方がございまして、その時に口座引き落とし、文書で依頼書が水道課の方に来ました。これは下水と、既に上水は口振をやっておられるのに、上水のほうには○がついていたということです。それで、そのお宅の契約者の方というのは、その方のお父様の名前になっていまして、下水は息子さんで申請されたんです。で、その息子さんの名前が同姓同名の方がおられて、既に上水は口座振替になっておるんですが、そのお父さんの名義で、それを町の担当、その当時の職員が間違えまして、台帳で検索したら同姓同名の方、その時は一人しかおられませんので、それをそのまま、それが照合されて漢字なり、住所なりを確認せずに上水も出ておるなということに変更してしまったということでございます。
- 議員（7番 米本 隆記君） いや、ちょっと、もう1回いいですか。議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 米本議員。
- 議員（7番 米本 隆記君） ここに書いてある同口座からって、同じ口座から引くとしてあるというふうに書いてありますが、引き落としって。水道使用料についても同口座からと。振替書には同口座、これ口座がだったら2つあったということですか。下水

と上水と。ということで理解しなければ同じ口座から引き落とされてたから上水も下水も同じになってるといふふうに考えられるんですけど、そのこのところどうだったんですかね。

○水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。

○水道課長（野口 尚登君） 同じ口座でございます。ちょっと説明が不足だったかもしれないですけど、もうちょっと詳しく説明させてもらおうと、その下水を申請された息子さんが、口振符納、口座を指定されたのは、お母さんの口座で指定されました。その前に上水はお父さんの名義で既にお母さんの名前で口座振替する手続きがされておりました。それを今言いましたように、下水で台帳に新しい息子さんの名前で申請が出てきて、上水も口振符納を合わせてしますよというところにチェックがついていたので、職員が上水もだなということで上水を台帳のほうで検索しました。その時に、間違えて他人の方のデータに書き直してしまったということですから二重になってしまったということです。

○議長（杉谷 洋一君） 他に。ちょっと皆さん静かにしてください。他に質疑ありませんか。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番。

○議長（杉谷 洋一君） 10 番 近藤議員。

○議員（10 番 近藤 大介君） すみません、今回水道のことです、口座振替による誤収納という行政サイドのミスの部分とそれから町の許可を得ないで、水道を使用していた方からの遡っての徴収と、2 口あるんでちょっと混乱するところがあるんですけども、許可を得ないで平成 16 年から水道無許可で使用しておられた方の分についての質問をしたいと思います、先ほどの別の方の質疑の中では、自分から申し出られたので、配慮があってもいいのではないかというような声もあったんですけど、14 年間も町の水道を使っていて使用料 1 円も請求しないことに気が付かない、おかしいと思わないのは、ちょっと考えられないと個人的には思います。経緯はどうあれ、無許可で無断で町の公共の資源を 14 年間も長きにわたって使っておられたということに関してです、これは刑事罰の対象になり得るのかどうかということの見解を一つ聞きたいと思えます。

それからですね、無許可で使用の場合です、遡って 5 倍の金額での請求ができるというところの定めがどうもあるようなんですけども、今回は基本料金のみ請求だということでした。計算しますと、だいたい年額でだいたい年額で 1 万円ぐらいしかならないということのようなんですけど、通常基本料金しかかからないというのも少しおかしな話だないうふうに思います。この対象の方はいったい何人世帯でお住まいの方なのかと。例えば別荘とかほとんど使っておられない使用形態もあろうかと思いますが、家を建て

て実際に住んでおられる方なのか、何人家族の方なのかということも確認させてください。その上でですね、やはり基本料金だけ請求というのは、当たり前使用前料を払っている町民からするとちょっと納得がいかない部分があるのではないかなと思いますが、そのあたりの見解、再度お聞かせいただきたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当からお答えいたします。

○水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。

○水道課長（野口 尚登君） まずははじめのご質問の、刑事罰になるのかというご質問ですが、条例には過料というふうになっておりまして、過料というのは刑事罰ではございません。

それと次のご質問の最大5倍まで過料として請求できることになっておるが、なぜ1倍、そのままなのかというご質問ですが、普通、実際同じような条例、どこも使っておりまして、どこもだいたい5倍以内までは請求できるというふうになっております。いろいろ裁判の判決を調べてみますと通常2倍程度、これが3倍とか4倍とかとなると逆に町のほうが負ける凡例が多い、普通2倍、悪意があつて2倍ぐらいが普通、全国的に採用されておるようです。

今回の場合には、本人の方からの申し出、何故今まで気が付かなかつたかということにつきましては、ちょっと私どもでわかりませんが、申し出されてこられましたんで、過料という格好にはなりますけど、基本料金分のお支払いをお願いしたいと思っております。

で、何人の世帯かということもございますが、ちょっと今手元に資料がございませんで分かりませんが、以前、地下の井戸を使っておられた関係もございまして、基本料金にのみ、今現在はその井戸が故障して使っておられないようですけども、まあ井戸も使っておられたということもございまして、そういうことも考慮して1倍と言いますか基本料金部分の過料でお願いしたいなと思っております。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 大介君） まあ、井戸と併用ということであっても、通常基本料金だけしか掛からない世帯って極めて少ないんじゃないかなというふうに考えます。3人世帯だったり、4人世帯、それぞれの平均的な月額使用料で掛け算するほうが、より合理的なのではないのかなと。実際、そこまで使っていない、あるいはもっと使っているってあるのかしれませんけれど、条例の定めで言えば、最大5倍まで請求できるということになっていきますし、今の話でいけば凡例でもだいたい2倍ぐらいまでであればそ

んなに問題なかろうというような相場もあるようですから、何故、基本料金だけの請求なのか、そこにいたるまでどういう検討をされたのか、刑事罰云々ということは例えば町と契約、顧問契約のある弁護士なりとも相談したうえでの話なのか、検討経過を再度教えていただきたいと思います。

○水道課長（野口 尚登君） 議長、水道課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口水道課長。

○水道課長（野口 尚登君） はじめのご質問で、何故基本料金かということですが、水量自体が確認できない。で、ご指摘のとおり通常、8立米までが基本料金ですが、まあ8立米以上使われる方が普通多いです。ただ水量がじゃあいくらかという確認が取れませんので、基本料金といたしております。弁護士と法律の専門家に相談したかということですが、相談はしていません。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第135号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第135号は原案のとおり可決されました。

---

### 閉会宣告

○議長（杉谷 洋一君） これで本臨時会の会議に付された事件は全部終了しました。会議を閉じます。平成30年第10回大山町議会臨時会を閉会します。

---

○局長（持田 隆昌君） 互礼を行いますので、ご起立ください。一同 礼。  
お疲れ様でした。

---

午前11時8分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 杉谷 洋一

署名議員 加藤 紀之

署名議員 大原 広巳